

平成 30 年度意見第 4 号

平成 31 年 2 月 28 日

個人情報保護委員会 宛

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成31年2月13日付で、株式会社カウリス 代表取締役 島津 敦好、関西電力株式会社 送配電カンパニー カンパニー長 土井 義宏の二者より提出された新技術等実証に関する計画に対する個人情報保護委員会の見解（平成31年2月25日 個情第444号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

個人情報保護委員会から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

(以 上)